

第二二〇〇〇七二号

# 認定証

宮城県大崎市古川駅南三丁目一七番地二

株式会社エコサーブ

敬言備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず、敬言備業の要件を備えて

いることを認定する。

平成二五年一月一四日から

有効期間

平成三〇年一月一三日まで

宮城県公安委員会

